

令和 6 年度

第 7 回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和 6 年10月 8 日

湯 沢 市 農 業 委 員 会

第7回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和6年10月8日（火）午前9時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午前9時37分

閉会 午前10時05分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	福嶋 富子	11番	麻生 良子
2番	佐々木 昇	12番	沓澤 弥
3番	伊藤 秀郎	13番	加藤 エリ子
4番	川崎 秀悦	14番	佐藤 栄子
5番	水戸 義昭	15番	高橋 郁夫
6番	姉崎 与志弘	16番	高橋 忠雄
7番	佐藤 昇	17番	宮原 正明
8番	加藤 艶子	18番	高橋 敬悦（会長職務代理者）
9番	由利 幸悦	19番	高橋 伸太郎（会長）
10番	瀬川 等		

2) 欠席した委員

なし

3) 遅刻した委員

なし

19名中19名出席
(午前9時37分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 新山 栄泰
班 長 高山 善樹
主 幹 柴田 麻紀

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

- ・ 報告第6号 第3専門委員会第1回会議の報告について
- ・ 農地法に基づく届出等の報告
 - (1) 賃貸借契約合意解約通知
 - (2) 使用貸借契約合意解約通知
 - (3) 申請許可状況

3 議 案

- 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第31号 湯沢市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第32号 農用地利用集積等促進計画策定の要請について
- 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長	議 事 開会宣言 午前 9 時 37 分 委員総数 19 名中、ただいまの出席委員は 19 名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。 次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。 （異議なしの声あり）
議 長	それでは、14 番 佐藤 栄子 委員、15 番 高橋 郁夫 委員 の両名を指名いたします。 次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。 （異議なしの声あり）
議 長	それでは、本日一日限りと決定いたします。 本日の議題は、会務報告のほか報告 2 件、議案 4 件であります。 議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。 冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。 また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。 なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。 それでは、会務報告の説明をお願いいたします。
議 長	（新山事務局長、挙手） 新山事務局長。 （会務報告、朗読説明）
議 長	会務報告の内容について、ご質問はありませんか。 （質問なしの声あり）
議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。 次に報告第 6 号 第 3 専門委員会第 1 回会議の報告をお願いします。

議 長	(9番 由利 幸悦 委員、挙手) 9番 由利 幸悦 委員。 (第3専門委員会第1回会議報告、朗読説明)
議 長	報告第6号 第3専門委員会第1回会議の報告について、ご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。 次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。 議案書2ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は3件で、面積は6,941㎡であります。解約事由は、転借人の都合によるものが1件、借人の都合によるものが2件であります。 2 使用貸借契約合意解約通知は3件で、面積は432㎡であります。解約事由は、転借人の都合によるものが1件、借人の都合によるものが1件、貸人の都合によるものが1件であります。 3 申請許可状況であります。先月の転用案件は3件で、5条賃貸借権設定 申請番号 第4号 は、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、9月25日付けで許可し、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要がなかった5条所有権移転申請番号 第6号 と 第7号 は、9月10日付けで許可しております。報告は以上です。
議 長	只今の報告内容について、ご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、ご了承願います。 次に議事に入らせていただきます。 議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。

高山班長	議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和6年10月8日提出。 説明は以上です。
議 長	ここで、議案書5ページの3条所有権移転 申請番号 第35号は、3番 伊藤 秀郎 委員 に関する案件となっております。 農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。 それでは、3条所有権移転 申請番号 第35号 を審議しますので、3番 伊藤 秀郎 委員の退席をお願いいたします。 (3番 伊藤 秀郎 委員、退席) (午前9時45分)
議 長	事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案書5ページをご覧ください。3条所有権移転 申請番号 第35号 は、面積が889㎡で、申請事由は、高齢による経営縮小のためであります。売買価格については、総会資料記載のとおり贈与となっております。 説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。3条所有権移転 申請番号 第35号 について、申請のとおり許可することといたします。 退席者の着席をお願いいたします。 (3番 伊藤 秀郎 委員、着席) (午前9時47分)

議 長	次に、議案第30号 議事参与制限以外の案件について、事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案書4ページをご覧ください。議事参与制限以外の案件について、3条賃貸借権設定は1件で、面積は8,323㎡であります。申請事由は、申請番号第6号は経営縮小のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。 次に、議案書5ページをご覧ください。議事参与制限以外の3条所有権移転は2件で、面積は748.61㎡であります。申請事由は、申請番号第33号は生前贈与、第34号は高齢による経営縮小のためとなっております。売買価格については、総会資料記載のとおり2件とも贈与となっております。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第30号 議事参与制限以外の「農地法3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに決定いたします。 次に、議案第31号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案第31号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)、以降「旧農業経営基盤強化促進法」と略して説明させていただきます、第18条第1項の規定に基づき、計画の可否について決定を要す。令和6年10月8日提出。 議案書7ページをご覧ください。経営基盤強化促進法 利用権設定は賃貸

	借権が1件で、面積は11,749㎡であります。新規の設定が1件で、申請事由は、整理番号第176号は経営縮小のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。 議案書8ページをご覧ください。経営基盤強化促進法 所有権移転は1件で、面積は310㎡であります。申請事由は、整理番号第18号は農業廃止のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。 集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第31号の利用集積計画について、計画のとおり決定することといたします。 次に、議案第32号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。 (高山班長、挙手)
議 長	高山班長。
高山班長	議案第32号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することの可否について、決定を要す。令和6年10月8日提出。説明は以上です。
議 長	ここで、議案書10ページの促進計画整理番号(転貸人へ)第202号 及び 促進計画整理番号(転借人へ) 整理番号 第214号は、3番 伊藤 秀郎 委員 に関する案件となっております。 農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。 それでは、促進計画整理番号(転貸人へ)第202号 及び 促進計画整理番号(転借人へ) 整理番号 第214号 を審議しますので、3番 伊藤 秀郎 委員の退席をお願いいたします。

	(3番 伊藤 秀郎 委員、退席)	(午前9時52分)
議長	事務局より説明をお願いします。	
議長	(高山班長、挙手) 高山班長。	
高山班長	議案書10ページをご覧ください。 促進計画整理番号(転貸人へ)第202号の促進計画案は、賃貸借権の新規設定で、面積が2,995㎡、申請事由は、農業廃止のためであります。促進計画案(転借人へ)第214号は、経営拡張による借り受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。県の公告は令和6年11月29日となっております。説明は以上です。	
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)	
議長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)	
議長	全員挙手。促進計画整理番号(転貸人へ)第202号及び促進計画整理番号(転借人へ)第214号について、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。	
議長	退席者の着席をお願いいたします。 (3番 伊藤 秀郎 委員、着席)	
議長	(午前9時53分) 次に、議案第32号 議事参与制限以外の促進計画案について、事務局より説明をお願いします。 (高山班長、挙手) 高山班長。	
高山班長	議案書10ページから18ページをご覧ください。議事参与制限以外の促進計画案(転貸人へ)は、賃貸借権が18件で、面積は99,465.39㎡、申請事由はすべて再設定となっております。使用貸借権が7件で、面積は32,782.06㎡、新規の設定が1件で、申請事由は関口地区基盤整備事業に伴うもので	

		あり、それ以外の6件は再設定となっております。 促進計画案（転借人へ）は11件で、新規の設定が1件で、申請事由は関口地区基盤整備事業に伴うものであり、それ以外の10件は再設定となっております。賃料については総会資料記載のとおりであります。県の公告は令和6年11月29日となっております。 説明は以上です。
議	長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。
17	番	議案書16ページに記載されている転借人の経営面積が間違っているのではないですか。
議	長	（新山事務局長、挙手） 新山事務局長。
事務局長		ご指摘のとおり、議案書16ページに記載されている転借人の経営面積に誤りがありました。 議案書13、14、15ページの同じ転借人の案件で、転借人の経営面積として記載されている面積が正しく、議案書16ページの転借人の経営面積を、田■■■■■㎡、畑■■■■■㎡、計■■■■■㎡に訂正をお願いします。申し訳ありませんでした。
議	長	他にご質問ありませんか。 （質問なしの声あり）
議	長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 （全員挙手）
議	長	全員挙手。議案第32号 議事参与制限以外の促進計画案について、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。 次に、議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。
議	長	（高山班長、挙手） 高山班長

議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1 農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和6年10月8日提出。

初めに、5条 使用貸借権設定 申請番号第2号 について説明させていただきます。議案書20ページ、議案付属資料5ページから12ページをご覧ください。

申請地は、湯沢市 [REDACTED]、地目は田、面積は [REDACTED] m²であります。

申請内容は、現在両親・祖父母と同居しているが、結婚を機に家族が増えることから、祖父が所有する土地を借り受けて一般住宅を建築するための転用であります。

申請地は、高松地区センターから西へ約 [REDACTED] km、須川地区センターから南東へ約 [REDACTED] km に位置し、東・北側は田、西側は道路、南側は水路に隣接しております。農地区分は、おおむね10ha 以上の規模の一団の区域内にある農地であることから第1種農地と判断しました。

事業計画は、造成工事等を行わず、住宅 [REDACTED] m²と通路・雪寄せ場等 [REDACTED] m²を整備するものです。

事業費は、施設・建物建築費 [REDACTED] 円、測量・登記経費 [REDACTED] 円、搬入費等諸経費 [REDACTED] 円、計 [REDACTED] 円で、資金計画は全額借入資金となっており、金融機関の融資見込み証明書により確認しております。

被害防除計画については、周辺の農地及び隣接地に大きな支障を及ぼす可能性がないことから特に防除措置を行わず、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水は自然流下により処理するものです。

許可判断として、申請地は第1種農地ではありますが、申請農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地は無く、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、規則第33条第4号の不許可の例外に該当するものと考えられるため、やむを得ないものと判断しました。

次に、5条所有権移転 申請番号第8号 について説明させていただきます。議案書21ページ、議案付属資料13ページから19ページをご覧ください。

申請地は、湯沢市 [REDACTED]、地目は田、面積は [REDACTED] m²であります。

申請内容は、[REDACTED] 製造・販売業の事業拡大に伴い、現在の事業用地が手狭となったことから、申請地を取得し新たに事業用車両 [REDACTED] の駐車場等を整備するための転用であります。

申請地は、湯沢駅から南西へ約 [REDACTED] km、市立湯沢西小学校から北西へ約 [REDACTED] km に位置し、東・西側は水路、南側は宅地、北側は田に隣接しておりま

		す。農地区分は、都市計画区域・第2種住居地域であることから第3種農地であると判断しました。 事業計画は、高さ■m、土量■m³の造成工事を行い、■ ■車駐車場■m²、■置場■m²、通路等■m²を整備するものです。 事業費は、用地取得費■円、造成・整地経費■円、設計費■円、測量・登記経費■円、搬入費等諸経費■円、計■円で、資金計画は全額自己資金となっており、残高証明書で確認しております。 被害防除計画については、東・西・北側にL型擁壁を設置するとともに、緩衝地を設け周辺に影響が無いよう配慮するものです。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理する計画です。 許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていると考えます。説明は以上です。
議	長	ここで、現地確認結果について、6番 姉崎 与志弘 委員から報告願います。
議	長	(6番 姉崎 与志弘 委員、挙手) 6番 姉崎 与志弘 委員。
6	番	議案第33号の現地確認について報告いたします。 9月27日、7番 佐藤 昇 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてまいりました。 先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。 報告は以上です。
議	長	説明及び報告が終わりました。議案第33号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議	長	質問なしの声がありますので、議案第33号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)

議 長	全員挙手。異議ないものと認め、議案第33号の農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。
議 長	これを持ちまして、本日の議案は全て終了いたしました。 (午前10時05分終了)

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和6年10月8日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 14番 佐藤栄子 

署名委員 15番 高橋郁夫 